

八世紀の末ごろから調・庸などの貢納品は粗悪となり、納入期日が遅れるようになり、大宰府でも再三にわたって国司や郡司などに、税を納めるよう布告している。しかし、九州諸国では、口分田の班給が規定どおり行われない上、旱魃、洪水、台風、疫疾などもあって、稲が実らなかつたり、田地が荒廃して班民の生活は窮乏していた。そのため百姓の浮浪や逃亡が相いつぎ、国衙や郡家の正倉が各地で焼失や盗難にあう事件がおこり、社会不安がおこった。これに加え、地方官吏の汚職や公私混同による政治腐敗がおこり、政治が乱れはじめた。平安時代に入ると、藤原氏による摂関政治が行われ、社寺の荘園が増加し、口分田の班給が実施されなくなり、公地公民の制度は廃れ、公民の多くは荘園に吸収され、荘民と化していった。

#### 四 佐賀地方の荘園

荘園制は律令制度の崩壊過程において誕生した新しい土地と人民の支配体制である。これは公地公民制に対する大土地私有制をとり、中央の皇族、寺院、神社などの権門勢家を領家として、税を不輸不入の特権を得、国の行政権の干渉を受けないこととなった。そのため律令制は土地制度の面から崩壊していった。

佐賀地方にあった荘園は、川副荘・佐嘉荘・牛島荘・蠣久荘・巨勢荘・鹿瀬荘・与賀荘などであった。

#### (一) 与賀荘

与賀荘がいつできたか、その過程を知る史料は不明であるが、『<sup>(1)</sup>九条家文書』の端裏書に『養和元年(一一八〇)九月廿日自女院被経、院奏之勅報也、即端に統加之了』あり、また、治承四年(一一八〇)五月十一日付の皇嘉門院惣処分状には「さいそうこんかう院」領として「ひせん よか」とみえる。最勝金剛院領与賀荘となっていることがわかる。

これは崇徳上皇の中宮聖子(藤原忠通女)の皇嘉門院が皇室領としての女院領を処分して、後白河院の勅願である最勝金剛院に伝領した荘園ということになる。

その後、建長二年(一二五〇)十一月付の『東福寺文書』の中の「沙弥行恵家領処分案」の中に「肥前国与賀荘」とみえる。

この文書にある沙弥行恵は藤原道家の法名である。この処分状によると与賀荘は関白道家の家領で、建長二年にこれを娘の四条院尚侍全子に譲ったことが記されている。しかし、その後の伝領関係については明らかでない。また『与賀大明神御鎮座記』に次のような記載がある。

一 突鐘

銘曰

肥前国与賀郷荘鎮守宮洪鐘巷口

右奉為天長地久祈願円満也、殊為本家領家預所沙弥成阿地頭豊前、司藤原朝臣資能安穩泰平

大勳進 左衛門尉惟宗茂長

座主法橋上人位西及

助成合力上下尊卑二世悉地皆令満足

建長三年歲次辛亥八月八日丙申治鑄之

これは前にあげた藤原道家が与賀荘の家領荘園を処分して書いた建長二年の翌年のことで、惟宗茂長と僧西及という者が大勳進となって、与賀荘の荘鎮守与賀神社の鐘を鑄造したことを物語る史料である。現在、この鐘は残っていない。銘文によると沙弥成阿という者が、与賀荘の預所であり、藤原資能がこの荘の地頭職を与えられていたことがわかる。資能は武藤資頼の子で鎮西奉行、大宰少貳に任じられ、豊前・筑前・肥前と舌岐・対馬の守護職を兼任し、文永・弘安の役にも功勞のあった人物である。したがって与賀荘の地頭職の資能は惣地頭であつたとみられる。資能以後この家は姓を少貳氏と称するが、少貳氏は与賀荘と今後も関係を持ち続けることになる。

与賀荘の場所は現在の佐賀市与賀町から本庄町付近と推定される。

建長二年から四十二年後に当たる正応五年（一二九二）八月十六日付の<sup>②</sup>『河上神社文書』の中の河上宮造管用途支配惣田数注文という書状には、肥前国における荘園公領が詳細に列挙されている。その中に次のように記されている。

与賀本荘 百二十丁

与賀新荘 六百丁

ここに記された与賀本荘は、前記した与賀荘とみられるが、与賀新荘は土地も六百町と広大な荘園である。他にこれを証する史料がないので推測する以外はないが、恐らく与賀本荘に接近する南の地域、いまの佐賀市本庄町から東与賀町付近と考える説がある。これは与賀荘南方有明海沿岸の干潟の陸地化がすすみ、やがて干拓されて荘園が設定されることを考へての推定から生まれている。

これに対して現在の佐賀市鍋島町西部にある東新庄・西新庄の場所をその地とする説もある。江戸時代の郷村帳によると、佐賀郡の西南部は新庄郷・与賀上郷・与賀下郷と嘉瀬郷からなっている。与賀上郷には多布施村・高岸村から中折村なども含まれ、それより北の八戸溝から新庄郷となっている。かつての与賀本荘が後世の与賀町や本庄村の名を残したように、与賀新荘も新庄村として残ったと考える説である。この説がもし本当だとすれば、与賀本荘の南方に想定する場合は異なつて、嘉瀬川の中流域に広がっていたと考える湿地帯や葦原が、次第に開墾されて耕地化されて生まれた荘園と考えるべきであろう。

与賀新荘の名はこれ以外の史料に名がみえないので、決定づけることはできない。

注

(1) 『平安遺文』三九一三

(2) 『佐賀県史料集成』第一巻